

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
(TEL)6765-8904
(FAX)6765-8905

カジノより福祉・医療・教育最優先の府政を! 府議会開会日に100人がパレード

府民100人が参加したパレード



府民のくらしはそつちのけで、万博とIR・カジノ推進の仕組みづくりとして「大阪都」の実現に躍起になつていく吉村知事の姿勢を厳しく批判し、教育・福祉・医療の充実などの府民要求を掲げて、実現に向けて奮闘する決意を述べました。

仲間をふやし、声をあげよう

ランチャイム集会では、杉本和さん(新日本婦人の会会長)が開会あいさつをおこないました。杉本さんは、「カジノ誘致ではなく、福祉教育へかけました。」

9月26日、9月定例大阪府議会が開会しました。会期は12月20日までの86日間です。開会日に合わせて、「カジノより福祉・医療・教育最優先の府政を!」と朝は府庁前で宣伝行動、昼からは大阪城公園内広場でランチャイム集会&パレードがおこなわれました。

主催は、大阪労連や民主団体でつくる府民要求連絡会と大阪市対策連絡会議で、府民100人が参加しました。

廃止しかないチャレンジテスト

続いて、参加団体の代表3人がリレートークをおこないました。全大阪生活と健康を守る会連合会は、猛暑の中でも電気代の心配からエアコンを節約して過ごす低所得者の生活実態がある一方で、大阪府と市がともに生活保護世帯に対する医療費の一部負担の導入に対しては国に率先して意見をあげる姿勢を厳しく批判しました。低所得者に府からのクーラーの購入費・設置費用支給などを含めた、くらし・福祉・教育などをまとめた2020年度の予算要望書を大阪府に提出したことを報告しました。大阪府保険医療協会は、妊産婦の方の歯周病や歯肉炎が、早産や低出生体重児の出産のリスクを高める可能性があるとして歯科治療の必要性を訴えました。東北や北関東の200自治体ではすでに

補正予算案でカジノIRの取り組み推進

開会本会議で吉村知事は、府政の課題に対する考え方を表明し、「成長・発展の基盤は「大阪都」構想だとし、「最大限の力を注ぐ」と強調し、「成長を加速する取り組み」としてカジノIRの万博前開業の取

にどこの診療所でも妊産婦医療費の助成を受けることができる実態を指摘し、妊産婦が安心して医療にかかれる助成制度の創設を国に先駆けて大阪府に求めたいことを報告しました。

大阪教職員組合は、2020年度4月からテストの結果を内申書に反映する現行の中学3年生の方式に統一する形に改悪されるチャレンジテストについて、学校間の格差が拡大・固定化されるとともに、子どもたちが中学校入学と同時にチャレンジテストの対策や点数競争にかりたてられることにつながると厳しく問題点を指摘しました。一方、多くの府民が声をあげ続けた運動によって、導入後4年で制度を見直す流れを生み出していると述べ、「チャレンジテストは廃止しかない。制度がなくなるまで粘り強く声をあげていこう」と呼びかけました。

集会後、参加者は、「カジノをやめて教育にまわせ!」「くらしや医療を最優先!」など、声をあげて元気に府庁周辺をパレードしました。

り組みを推進すると述べました。補正予算案では、夢洲でのカジノの早期開業へ事業者に代わって府と大阪市が環境アセスメント現況調査を行う経費、2020年度の改悪チャレンジテスト実施のための経費などを提出しました。

大障教ホームページアドレス <http://fc06331220171211.web2.blks.jp/> Eメール アドレス : fushoukyou_1@mtb.biglobe.ne.jp



先月26日、文化庁は国際芸術祭「あいちトリエンナーレ2019」について、採択を決めた補助金約7800万円の全額を交付しないと発表した。補助金交付の撤回決定の理由として、萩生田文科省は、展示内容には関係がなく、「県が批判や抗議が殺到し展示継続が難しくなる可能性を把握しながら、文化庁に報告がなかった」と手続き上の不備をあげた。一方で、採択決定後に不交付になったこのような前例は文化庁で確認できておらず、異例だという。

そもそも、不交付決定が「展示内容と無関係だ」というには、あまりにも無理のあるタイミングでの公権力の横やりだ。テロ予告を含む恫喝の抗議が殺到し、展示中止に追い込まれた「表現の自由」展・その後をめぐって、前日25日に中止後初めて、芸術祭実行委員会会長の大村秀章知事から再開を公言する発表が出されたばかりだった。日本ペンクラブは同日発表した談話のなかで、「企画展を」脅迫等によって中断に追い込んだ卑劣な行為を追認することになりかねず、行政が不断に担うべき公共性の確保・育成の役割とは明らかに逆行するもの」と厳しく批判している。

何よりも憲法が保障する「表現の自由」は、創作者が表現することの自由だけでなく「表現の受け手」の自由をも保障するものである。一方の鑑賞者の批判や抗議が殺到する可能性や事実を理由に、他方の見解を無視し一方的に展示継続が難しいとした判断は、大いに展示内容に関わりながら受け手の多様性を脅かすものといわざるをえない。要は、日本の侵略戦争・植民地支配の責任を問うた展示内容の「再開を許さない」メッセージを追認したい政府側の意図が露骨に漏れ出ている。

